

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

- ① 対象となる証券投資信託の名称
ニッセイクオンツグロース

- ② 信託約款変更の理由

当該ファンドにつきましては、昨今継続的な解約に伴う資金流出により運用残高が減少しております。今後もこのような資金流出が継続した場合、信託約款で定める商品性を維持した運用の継続が困難となることが予想されます。このため、現在の運用残高状況等を勘案し、また受益者の皆様の利便性を考慮して、今後一定期間の後に信託を終了するよう信託約款を変更させていただく予定です。

- ③ 信託約款変更の内容

下線部は変更部分とします。

新	旧
約 款	約 款
(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 23 年 8 月 19 日までとします。	(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項、または第 51 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

※ この信託約款変更により、当該ファンドの信託期間は「無期限」より「平成 10 年 12 月 1 日から平成 23 年 8 月 19 日まで」へと変更となる予定です。

- ④ 信託約款変更予定日および変更適用予定日

変更予定日 : 平成 22 年 8 月 20 日
変更適用予定日 : 平成 22 年 9 月 9 日

- ⑤ 諸手続き

この信託約款変更に関する異議のある受益者の方は、平成 22 年 6 月 30 日から平成 22 年 7 月 30 日までに、当ファンドの委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中に異議のお申し出のあった受益者の方の受益権口数が、平成 22 年 6 月 30 日時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えないときは、予定通り当該信託約款の変更を平成 22 年 8 月 20 日付で行います。

この場合、異議のお申し出のあった受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日に算出した基準価額を買取価額とします。）で、当社を通じて受託会社に対し、平成 22 年 8 月 20 日から平成 22 年 9 月 8 日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、上記期間（平成 22 年 8 月 20 日から平成 22 年 9 月 8 日）終了後、

平成 22 年 9 月 9 日をもって信託約款変更を適用する予定です。

以上

平成 22 年 6 月 30 日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
ニッセイアセットマネジメント株式会社